

- 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業実施要綱（平成23年11月21日付け23農振第1918号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第7 各種施策との連携 本事業は、農地法（昭和27年法律第229号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）等の関連諸制度及び次に掲げる施策との連携に留意の上実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東日本大震災の復興支援に関する施策 2 農業生産基盤の整備に関する施策 <u>3 経営所得安定対策に関する施策</u> 4 担い手の育成・確保に関する施策 5 新規就農者の育成・確保に関する施策 6 農地の確保・有効利用の促進に関する施策 7 鳥獣による被害の防止対策の推進に関する施策 8 耕作放棄地の発生の防止に関する施策 9 雇用機会の創出に関する施策 	<p>第7 各種施策との連携 本事業は、農地法（昭和27年法律第229号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）等の関連諸制度及び次に掲げる施策との連携に留意の上実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東日本大震災の復興支援に関する施策 2 農業生産基盤の整備に関する施策 <u>3 農業者戸別所得補償制度に関する施策</u> 4 担い手の育成・確保に関する施策 5 新規就農者の育成・確保に関する施策 6 農地の確保・有効利用の促進に関する施策 7 鳥獣による被害の防止対策の推進に関する施策 8 耕作放棄地の発生の防止に関する施策 9 雇用機会の創出に関する施策

附 則

- 1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。